

件名	路上喫煙等禁止区域における過料徴収の実施について												
経過と現状	<p>【経過・現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年10月1日 「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」を施行 ※ 本条例で、市長が特に必要があると認める区域を、路上喫煙等禁止区域に指定し、違反者に1000円の過料を科することを規定 ○ 平成22年4月1日 市民や来訪者等に対し周知・啓発効果の高い「堺東駅前広場、堺駅前広場(西・東)、大小路筋、市役所周辺」を路上喫煙等禁止区域に指定 ○ 平成22年度 1年間を周知期間と位置づけ、警察及び市のOB職員を非常勤職員として雇用し、指導啓発を実施 <p style="text-align: center;">＜指導啓発実施前後の路上喫煙者数比較＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>調査実施時期</th> <th>通行者数</th> <th>路上喫煙者数</th> <th>路上喫煙者率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前 平成22年1月</td> <td>34,177人</td> <td>398人</td> <td>1.16%</td> </tr> <tr> <td>後 平成22年11月</td> <td>51,231人</td> <td>136人</td> <td>0.27%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">* 堺東駅前広場で定点調査(月曜～金曜日AM8:00～PM6:00実施 5日間の合計比較)</p>	調査実施時期	通行者数	路上喫煙者数	路上喫煙者率	前 平成22年1月	34,177人	398人	1.16%	後 平成22年11月	51,231人	136人	0.27%
調査実施時期	通行者数	路上喫煙者数	路上喫煙者率										
前 平成22年1月	34,177人	398人	1.16%										
後 平成22年11月	51,231人	136人	0.27%										
対応方針 今後の取組 (案)	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年4月1日から、上記条例第23条の規定に基づき、違反者に対し、過料徴収を開始 <p>【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年2月 過料徴収の期日を規定する規則の制定・公示 ○ 平成23年2,3月 重点キャンペーン期間 (駅前キャンペーン、広報紙・ケーブルテレビ、 広告媒体の活用(バス車内吊等・駅ポスター)等) ○ 平成23年4月 違反者に対する過料徴収の実施及び指導啓発 ○ 平成23年11月 路上喫煙等実態調査 												
効果の想定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 路上喫煙やポイ捨ての防止及び喫煙マナー等の向上 ○ 清潔で良好な都市環境の実現 ○ 市民の安全・安心確保(路上喫煙等によるやけど等の被害防止) 												
関係局との 政策連携	市長公室、市民人権局、建設局、堺区など												

